

飯塚市中小企業成長支援補助金審査会規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武井政一

飯塚市規則第10号

飯塚市中小企業成長支援補助金審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)第3条の規定に基づき、飯塚市中小企業成長支援補助金審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、中小企業成長支援補助金の交付に関して調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 審査会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 会議の議事は、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第16条第1項ただし書の規定により公開しないことができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、経済部産学振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会規則及び飯塚市販路開拓支援補助金審査会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会規則(平成18年飯塚市規則第174号)

(2) 飯塚市販路開拓支援補助金審査会規則(平成22年飯塚市規則第31号)